

令和6年第3回西予市議会定例会厚生常任委員会会議録

1. 開催日時 令和6年9月11日

1. 開催場所 西予市議会第3委員会室

1. 開 会 令和6年9月11日

午前8時59分

1. 閉 会 令和6年9月11日

午前11時24分

1. 出席委員

委員長 中村 一雅

副委員長 酒井 宇之吉

委員 大森 揚子

委員 加藤 美香

委員 小玉 忠重

委員 源 正樹

1. 欠席委員

なし

1. 出席説明員

生活福祉部長

兼福祉事務所長 長野 静香

市民課長 兵頭 俊也

環境衛生課長 大塚 義導

福祉課長 竹内 克之

子育て支援課長 末盛 桂子

長寿介護課長 小玉 浩幸

市民課長補佐 二宮 国男

市民課長補佐 河野 貴之

市民課係長 二宮 夕子

市民課係長 松田 望

環境衛生課長補佐 紀伊野勇人

環境衛生課係長 三好 進祐

福祉課長補佐 田村多八郎

福祉課長補佐 村上 英治

福祉課係長 中井由紀子

福祉課係長 辰己 英作

子育て支援課長補佐 信宮 佳子

子育て支援課長補佐 兵頭 栄治

子育て支援課統括支援員 岡中 栄子

子育て支援課係長 播間真理子

長寿介護課補佐 竹中 千恵

長寿介護課保健師長 山下 弘子

長寿介護課係長 山下 元紀

長寿介護課係長 末光 文治

危機管理課長補佐 三好 栄治

1. 出席議会事務局職員

書記 脇本 美登利

1. 会議に付した事件

議案第78号 西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

議案第79号 西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第80号 西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第81号 西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

て
議案第86号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議案第87号 令和6年度西予市一般会計補正予算(第4号)

議案第89号 令和6年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第90号 令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第91号 令和6年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)

1. 会議の経過 別紙のとおり

開会 午前8時59分

○酒井副委員長

令和6年第3回定例会厚生常任委員会を開会いたします。

開会にあたり、委員長より挨拶があります。

○中村委員長

委員長が挨拶を行う。

○酒井副委員長

次に、長野生活福祉部長兼福祉事務所長より挨拶をお願いいたします。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

長野生活福祉部長兼福祉事務所長が挨拶を行う。

○酒井副委員長

議案審査に移る前に、注意事項を申し上げます。発言の際は挙手の上、委員長の許可を得て発言をしてください。また委員会への携帯電話の持込みは御遠慮ください。

それではこれよりの進行は委員長が行います。

【福祉事務所】

【長寿介護課】

○中村委員長

それでは早速に議案審査に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、議案第80号「西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」長寿介護課担当でございますから小玉長寿介護課長の説明を求めます。

○小玉長寿介護課長

議案第80号「西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」御説明をいたします。

本条例は、地域包括支援センターが行う包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めたものであります。

このほど、厚生労働省令による基準の改正があり、地域包括支援センターにおける職員の配置基準が改正となりました。これは、人材の確保が困難になっている状況を踏まえ、職員配置の柔軟化を認めるもので、中でも、センターに配置が必要な保健師と社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種について、これまでは常勤で専従の職員を配置することが必要であったものが、非常勤の職員などを含めた常勤換算方法により、配置基準を満たすことが可能となりました。

なお、センターの職員に関する基準は、厚生労働省令に定める基準に従い定めることとされていますので、本市の条例につきましても、該当の条項を改正するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○中村委員長

小玉課長の説明は終わりました。

これより議案審査に入りたいと思います。

委員の皆様から御質疑御意見賜りたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○大森委員

具体的にはどのように、職員配置とか変わるのでしょうか。

○小玉長寿介護課長

基準によりますと、現在の西予市の職員配置は、3職種について、それぞれ3名で充足することとしております。

現状におきましては、保健師が7名、社会福祉士が4名、主任介護支援専門員が3名、計14名となっております。充足しておりますので、直ちに今回の改正で何かということはございませんが、今後の人材確保の困難さを考えますと、常勤換算方法により基準が緩和されたということは、効果的であると考えております。

○中村委員長

ほかに何か御質問ございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

これで質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第80号「西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

挙手全員であります。

よって議案第80号に関しては当委員会では可決ということに決しました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時09分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前9時11分）

引き続き、長寿介護課を行います。

議案第87号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第4号）」長寿介護課所管分と、議案第

91 号「令和 6 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」について、関連があるため一括議題として行います。

小玉課長の説明を求めます。

○小玉長寿介護課長

議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」及び議案第 91 号「令和 6 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」について御説明をいたします。

まずは、一般会計補正予算のうち、長寿介護課所管の予算であります。

一般会計補正予算書の 8 ページを御覧ください。

歳入予算で 15 款 2 項 2 目民生費県補助金において、1 節社会福祉費県補助金 4945 万円の計上であります。これは、養護老人ホーム三楽園の移転改築に伴い、介護施設開設準備経費助成事業費県補助金の交付を受けるもので、新規施設の開設に当たっての備品購入が対象となっております。

歳出予算は、13 ページを御覧ください。

3 款 1 項 3 目老人福祉費において、18 節負担金補助及び交付金に社会福祉法人助成金 4945 万円の計上であります。

これは、歳入に上げました県からの介護施設開設準備経費補助金を、施設開設者であります社会福祉法人西予総合福祉会へ交付するものです。購入予定の備品としては、ベッドや冷凍冷蔵庫、洗濯機のほか、厨房機器、食器、什器類及び医療備品などで、同社会福祉法人が発注主体となり、契約方法は競争入札によることとしております。

次に、22 節償還金利子及び割引料に過年度国庫負担金返還金 74 万 4000 円の計上であります。

これは、令和 5 年度の低所得者介護保険料軽減負担金について、国からの交付受入額が実績に基づく本市の所要額を上回っておりましたので、その差額を返還するものでございます。

以上、議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」の説明といたします。

続きまして、「令和 6 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」について御説明をいたします。

介護保険特別会計補正予算書の 6 ページを御覧ください。

9 款 1 項 1 目繰越金において、1 節前年度繰越金 1 億 6678 万 1000 円の計上であります。

これは、令和 5 年度決算に基づき、介護保険事

業勘定における歳入歳出差引き額について、本年度予算へ繰り越すものでございます。

歳出予算は 7 ページを御覧ください。

4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金において、24 節積立金 7525 万 8000 円の計上であります。これは、歳入に上げました前年度繰越金から、後に申します返還金を差し引いた剰余金について、介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

次に、5 款 1 項 3 目償還金において、22 節償還金利子及び割引料に過年度国庫負担金返還金など 9152 万 3000 円の計上であります。

これは、令和 5 年度決算に基づき、国県支払い基金からの介護給付費及び地域支援事業などに係る交付金の受入額が、実績に基づく本市の所要額を上回っておりましたので、その差額を返還するものでございます。

以上、議案第 91 号「令和 6 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」の説明といたします。

本件 2 議案につきまして、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いをいたします。

○中村委員長

小玉課長の説明は終わりました。

これより、質疑の時間に入ります。

委員の皆様から御質疑を承りたいと思います。よろしく願います。

○大森委員

先ほど、2 件、交付金を上回っていたので償還金として返還すると教えていただきましたが、これはなぜ上回るのでしょうか。上回っていて差額を返還をするということで、多くのお金が先に、すいませんそこらがよく分からないので教えていただきたいと思います。

○小玉長寿介護課長

介護給付費等におきましては、保険者が申請をいたしまして、そして交付決定を受けることとなっております。その後、当然実績に基づき、増減があるわけございまして、その間に国等においては、変更決定を行うことがありませんので、最終的な実績をもちまして、決算をもちまして実績との差額を返還する、今回は返還ですけれども、そのような対応となっております。

○酒井副委員長

毎年こういうやり方でやっておりますね。

○小玉長寿介護課長

毎年そのようにいたしております。

○加藤委員

8 ページですけれども、新たに三楽園を改築する準備として 4945 万円ということですが、ベッドなどを購入されるということは聞いたんですけれども、ちょっと詳細を教えてくださいと思います。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 19 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 23 分）

○小玉長寿介護課長

御質問の備品につきましては、西予総合福祉会から市のほうに申請が出ておりまして、それを県へ進達して県の補助金が入ってくるという流れになっております。その備品につきましては、今回の施設といいますのが、定員が 50 名、それは現状と変わらないんですけれども、新しくユニット型個室といった内容となっております、それに伴いまして各個室に必要なベッドでありますとか、いろんな機器、備品につきまして、数が大変必要になってくるということがございまして、このような備品、金額となっております。

○中村委員長

他の委員の方から御質疑ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

質疑を終結といたします。

採決に移ります。採決は 1 件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。

まず、議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、長寿介護課所管分のことについて、採決に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」長寿介護課所管分については、可決といたしました。

続きまして議案第 91 号「令和 6 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」について、

採決に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

お戻ください。

挙手全員であります。

よって議案第 91 号「令和 6 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」は当委員会では、可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 25 分）

【福祉課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 27 分）

続きまして、議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち福祉課所管分について課長の説明を求めます。

○竹内福祉課長

議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち福祉課所管分につきまして御説明をいたします。

初めに歳出予算から御説明をします。

予算書の 12 ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、11 目情報推進事業費、情報システム管理運用事業でございます。こちらの補正額 120 万 1000 円のうち、福祉課の所管分 93 万 5000 円の増額について御説明をいたします。

現在、生活保護の申請から保護決定までの調査及び保護金品の支給に関する変更や、保護の要否の判定通知、扶助額の算定等の業務について、パソコンで管理運用するための生活保護システムを構築して、活用をしているところでございます。今回、生活保護制度の改正と児童手当拡充の対応に伴いまして、この生活保護システムを改修する必要があるため、増額補正をするものでございます。

続いて、次のページになります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、社会福祉総務費庶務事業において、委託料を 143 万 2000 円の増額としております。

避難行動要支援者システムは、高齢者や障がい者など、自力で避難することが困難な避難行動要支援者について、要支援者の把握や、要支援者への災害情報の提供、迅速安全な避難支援につながる地域の体制づくり、避難計画づくりの業務に使用をしているところでございます。今回、同シス

テムの改修を行い、原子力発電所から 30 キロ圏内の対象者を把握するとともに、原子力災害時の避難先などがシステムに反映できるよう、機能の拡充を図るため、増額補正するものでございます。歳出につきましては以上でございます。

続いて、歳入の予算につきまして御説明いたします。

8 ページになります。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金、3 節生活保護費国庫補助金において 35 万 7000 円を増額しております。

こちらは歳出予算で御説明をいたしました、情報システム管理運用事業の増額補正に伴う国庫補助金の増額補正でございます。

次に、15 款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金、1 節総務管理費県補助金において 143 万 2000 円を増額しております。

こちらは説明にありますとおり原子力発電施設等緊急時安全対策交付金でございますが、歳出予算で御説明いたしました、社会福祉総務費庶務事業のシステム改修経費の増額補正に伴って、県補助金の増額補正を行うものです。ただし、この補助金は、危機管理課が所管をしております関係上、この歳入予算については、正式には危機管理課が、総務常任委員会において説明し、御審議いただくこととしておりますので、御了承いただいたらと存じます。

以上、福祉課所管分ほかの説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

竹内課長の説明は終わりました。

これより議案審査に移りたいと思います。

委員の皆様から御質疑を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○酒井副委員長

30 キロまでって言いましたけど 20 キロまではできあがってるんですか。

○竹内福祉課長

これまで、このシステムには、原子力事故のそのエリアについては一切入っておりませんでした。それを初めて 30 キロ以内ということで、入れるようになっております。

○酒井副委員長

ということは今までなかったやつを、1 キロか

ら 30 キロまでの範囲でやるということですね。いろんな形が 20 キロとか 30 キロで、原子力のいろんな要綱が決められておりますんで、今までも 20 キロまでが全然出来てなかったということが、30 キロまでの距離でやるということによろしいですね。

○竹内福祉課長

それで結構です。

○中村委員長

他の委員の方、何かございませんか。

○酒井副委員長

それで想定される人数はどれくらい出るんですか。

○竹内福祉課長

現在、市全体での要配慮者数が 6,158 人おられます。このうち、原子力発電所から 30 キロ圏内の要配慮者が 4,427 人とリストアップされております。

○中村委員長

他の委員の皆様ございませんか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 35 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 41 分）

○中村委員長

ほかに何かございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

ないようですので質疑を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」福祉課所管分について、採決に賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

はい下ろしてください。

挙手全員であります。

よって議案第 87 号福祉課所管分については、可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 42 分）

【子育て支援課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 44 分）

続いて、議案第 78 号「西予市認定こども園条

例の一部を改正する条例制定について」子育て支援課長の説明を求めます。

○末盛子育て支援課長

議案第 78 号「西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

今回の改正は、令和 7 年 4 月から現在の野村保育所と野村幼稚園を統合し、新たに幼保連携型認定こども園として、野村保育所の園舎を活用しての開園と、惣川幼稚園を認定こども園の分園として移行し、認定こども園の設置及び運営に関する必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正するものです。令和 3 年度より野村幼稚園と野村保育所を統合し、認定こども園へ移行することについて、検討、検証を行い、令和 5 年度から認定こども園に移行する方針でしたが、在園児の保護者様の思いや、統合までの準備期間などがあることから、認定こども園移行を 2 年延長し、令和 7 年 4 月 1 日から認定こども園を開園することとなりました。主な改正の内容といたしましては、「西予市認定こども園のむらこども園」と、「西予市認定こども園のむらこども園惣川分園」を追加するものとなります。

また、関係する条例として、「西予市立幼稚園における保育料等徴収条例」の廃止と、「西予市立学校及び幼稚園設置条例」の一部削除と、「西予市保育所条例」の一部を改正するものになります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

末盛課長の説明は終わりました。

これより審査の時間に移ります。

委員の皆様様の御質疑御意見を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

○酒井副委員長

結構難産をいたしました認定こども園でございますけれども、この送り迎えの実態はどのような計画をいたしておりますか、お尋ねします。

○末盛子育て支援課長

スクールバスの廃止の件についてだと思われませんが、現在、幼稚園で運行しておりますスクールバスについては、認定こども園の開園に伴い、令和 6 年度末をもって廃止いたします。保護者の皆様には、8 月に保護者説明会を行って、改めて

説明の場を設けまして、スクールバスの廃止と登校園児の送迎についてのお願いについて、御理解をいただきました。

○酒井副委員長

惣川が入ってるんですけども、このあたりはどのように考えておりますか。何人ぐらいの人数が予定されて、そしてその送り迎えなんか、親がするのかそういうのをどういうふうに考えておられますか。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 48 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 49 分）

○末盛子育て支援課長

現在、惣川幼稚園の園児の数は、9 月 1 日現在で 6 名いらっしゃいます。今回の改正によるものは、分園になるという扱いですので、変わらず、引き続きということで、スクールバスについては走っておりません。

○中村委員長

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第 78 号「西予市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について」賛成の委員の皆様様の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

おろしてください。

挙手全員であります。

よって、議案第 78 号は、当委員会として可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 9 時 50 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 9 時 55 分）

続きまして議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」の子育て支援課所管分について、子育て支援課長の説明を求めます。

○末盛子育て支援課長

議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」の子育て支援課所管分につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

まず、歳出予算から御説明いたします。

予算書 13 ページ、下段を御覧ください。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 181 万 9000 円の増額補正でございます。

これは、児童虐待関連事業として、西予市こども家庭センターに関する経費として、消耗品費と委託料 54 万円と、会計年度任用職員給与費（児童福祉総務費庶務事業）として、職員の育児休業に伴う 6 カ月分の経費を合わせて 127 万 9000 円を計上しております。

次に、14 ページ上段を御覧ください。

3 款民生費、2 項児童福祉費、4 目保育所費 1055 万 9000 円の減額補正でございます。

これは、野村保育所会計任用職員配置変更によるものとなります。

次に下段となります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費につきましては、子ども・子育て支援交付金として国庫支出金と県支出金計 60 万円の財源内訳が変更となります。

同様に、18 ページ下段を御覧ください。

10 款教育費、4 項幼稚園費、1 目幼稚園費 808 万 8000 円の増額補正でございます。

野村幼稚園会計任用職員配置変更によるものとなります。

続きまして、歳入について御説明いたします。

予算書 8 ページの中段を御覧ください。

14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金、2 節児童福祉費国庫補助金 952 万 1000 円の増額となります。

これは、子ども・子育て支援交付金であり、こども家庭センター開設による利用者支援事業の財源額変更によるものです。今回、センター職員等の人件費の基準額分と事務経費等が補助対象となり、そのうちの 3 分の 2 が国庫補助金として財源となるものです。

次に、9 ページ上段、15 款県支出金、2 項県補助金、1 目民生費県補助金、2 節児童福祉費県補助金 238 万円を増額計上しております。

これにつきましては、子ども・子育て支援事業費県補助金となり、先ほど同様、こども家庭センター開設に伴うものとして、6 分の 1 が県補助金としての財源となります。

以上で、議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」子育て支援課所管分についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますよう

お願い申し上げます。

○中村委員長

末盛課長の説明は終わりました。

これより議案審査のほうに移ります。

委員の皆様の御質疑を求めます。よろしく願います。

○加藤委員

13 ページの児童福祉総務費 54 万円、児童虐待関係事業で、こども家庭センター設立ということと委託料と言われたんですけども、このこども家庭センターというのは、新たに設立されたと思うんですけども、その内容というか、どのような仕事をされるということになったのでしょうか。

○末盛子育て支援課長

こども家庭センターですが、令和 4 年に改正された児童福祉法により、令和 6 年 4 月から市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならないということで、運営されております。こども未来戦略等において全国展開を図ること、ということでされております。それに伴いまして、西予市では令和 6 年 4 月 1 日から子育て支援課の中に、「西予市こども家庭センター」を設置したところです。

事業の内容といたしましては、福祉課にあった福祉総合相談センターから、子どもや子育てに関する相談の機能や、健康づくり推進課の中にあった子育て世代包括支援センターくるむの機能や、子育て支援課の中にあった要保護児童対策地域協議会の機能、3 課にまたがっておりました母子保健の分野と児童福祉の分野を一体化をして、相談窓口を一つにするということで、開設されております。対象といたしましては、妊娠期から 18 歳までの子育てにわたり、一貫した支援を行っているということになります。

○加藤委員

令和 6 年 4 月から開設されているということなんですけれども、何件ぐらい相談っているのが来ているのかお聞きいたします。

○末盛子育て支援課長

相談ケースについてですが、大まかに、母子保健の分野と児童福祉の分野に分けて発表させていただきますと、母子保健の分野については 62 件ほど、児童福祉の分野は 49 件ほどになっております。中身については様々な状態です。

○中村委員長

ほかにございませんか。

〔委員長交代〕

○中村委員

児童虐待という単語とかフレーズが非常に気になっております。西予市において児童虐待の事例が過去、行政のほうでどのぐらい相談の件数があったのかということ、もしお答えいただければと思います。具体的にどのような児童虐待があったのかということも、プライバシーは伏せて御説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○酒井副委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 04 分）

○酒井副委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 08 分）

○末盛子育て支援課長

件数についてですが、昨年度、令和 5 年度の実績ですと西予市が把握しているものが 20 件程度になります。そのほかの詳細なものにつきましては、また後日、資料を提供させていただけたらと思います。それから、どのような虐待関連があるかというお話なんです、様々なケースがあります。虐待でいうと、何かをたたいたりだとか、何か暴言吐いたりだけって思いがちなんですが、実際にはネグレクトとか、子どもさんがいっぱいいてお母さんが見なくて、子ども同士でヤングケアラって言いますが、見ているという状況もあったりして、お母さんとかお父さんだけではなくて全体的な背景も見ながら対応していき、相談案件も話をしながら進めていかないと、とてもデリケートなところなので、気をつけて対応に当たっているところです。

○酒井副委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 09 分）

○酒井副委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 09 分）

○中村委員長

他の委員の御意見ございませんでしょうか。

○大森委員

こども家庭センターの活動、取組の中で、妊娠期から 18 歳までの支援を行っているということをおっしゃいましたが、どのようなことをされているのでしょうか。

○末盛子育て支援課長

妊娠期で言いますと、妊娠中のお母さんの心理

状態だとか、体の様子なんかの相談も受けますし、例えば子どもさんが生まれたら、母子手帳が発行されると思うんですが、そこもこちらで対応するように、健康づくり推進課から、今年度から、こども家庭センターのほうへ業務を移行しております。

それから以降の 18 歳までの方は、様々な気になる事案というか、学校に行きにくかったりもありますし、家庭の中でのこともありますし、貧困の関係もありますし、様々な相談に乗りながら、こども家庭センターの中だけでは解決出来ないことがありますので、それを各課に割り振って、マネジメントをしていくような位置でありますので、そこを関係機関と協力しながら、相談業務をしたり、解決をしたり、また児相との関係も続けているという状態になります。

○中村委員長

他にございませんか。

○加藤委員

こども家庭センターについてなんですが、専門員っていうか、専門職の方は何人ぐらい置かれているのかお聞きいたします。

○末盛子育て支援課長

専門職の場合ですが、まず職員体制から御紹介させていただきますと、センター長が課長兼務で、私がセンター長を務めております。次長が兼務で課長補佐が務めております。統括支援員っていうのが、こども家庭センターの中で、必要な職種といますか役割がありまして、そこは保健師が務めております。もう 1 人、利用者支援員ということで、保健師がおります。あと、虐待専門員ということで、これも、子育て支援課と兼務ですが係長が 1 人、ここ資格がありませんで、あと 2 人、障がい者支援員と子ども家庭支援員が、保健師と元教師、教員の方が来ていただいて、対応を行っております。

○中村委員長

他にございませんか。

〔発言する者なし〕

以上で質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち、子育て支援課所管分について採決に賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。
挙手全員であります。

よって議案第 87 号子育て支援課所管分につき
ましては、当委員会では可決と決定いたしました。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 12 分）

【生活福祉部】

【環境衛生課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 21 分）

続いて、議案第 81 号「西予市廃棄物の処理及
び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて」環境衛生課の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

議案第 81 号「西予市廃棄物の処理及び清掃に
関する条例の一部を改正する条例制定について」、
御説明させていただきます。

今回の改正は、特定家庭用機器再商品化法、平
成 10 年法律第 97 号の第 2 条第 4 項の規定に基づ
く、テレビ、冷蔵庫などの特定家庭用機器の処理
に関して、市の中間処理施設への持込み時に、手
数料を徴するために、本条例の一部を改正するも
のであります。

これまで、小売店、小売業者に、引き取りが義
務づけされています過去に販売した商品や、販売
する商品との引換えに引取りを求められた特定家
庭用機器以外の、購入先が分からないなどの理由
から、小売業者に引取り義務が課せられていない
特定家庭用機器について、同法第 19 条で規定す
るリサイクル料金が支払われていれば、市の中間
処理施設で受け取りを行っております。

その際に、手数料を徴しておりませんでした、
引き取った特定家庭用機器は、市外にあります指
定引取り場所へ市が運搬する必要があります、燃料費
等の経費が必要となっていますので、受益者負担
の観点から、運搬に要する手数料として、品目別
1 台当たり 2,000 円を徴するものであります。

以上、「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する
条例の一部を改正する条例制定について」説明を
終わります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますよう
お願い申し上げます。

○中村委員長

大塚課長の説明終わりました。

質疑の時間に移ります。

質疑はございませんか。

○加藤委員

リサイクル家電というのは、テレビと洗濯機と
冷蔵庫とエアコンだと思うんですけども、その
4 点を運搬するために、1 点につき 2,000 円を令
和 7 年 4 月から徴するということだと思ってい
ますが、この 2,000 円というのはどういう形で
決まったのかということと、あと他市もこのよう
な感じで運搬費ですかね、そういうのを取ってい
るのかお伺いいたします。

○大塚環境衛生課長

この 2,000 円の根拠でございますが、民間事業
者及びほかの料金を参考にして設定をしておりま
す。詳細につきまして、御説明を差し上げますと、
県内で収集運搬手数料を取って収集しているのは、
全部で 5 市町でございます。西予市を入れて 5 市
町で、西予市だけが無償で、運搬料ですね、今ま
で徴しておりませんでした。ですから、あとの 4
市町は徴していたということになっております。

○加藤委員

もう一度その 2,000 円ってというのは、他の 4 市
町と同じ値段ということと考えていいですか。

○大塚環境衛生課長

他市町を参考にはしておりますが同じ値段とい
うか、それぞれやっぱり道路状況とかも違います
ので、値段的には 1 番安い値段という形でござい
ます。

○中村委員長

ほかにございませんか。

○大森委員

市の中間施設に受入れた後、今まではどのよう
にされていたんでしょうか。

○大塚環境衛生課長

先ほど御説明しましたとおり、無償で市の中間
処理施設から、特定場所までですね、引取り場所
まで、持って行っていたということでございます。

○大森委員

その特定場所というのは、宇和からどこになる
んでしょうか。

○大塚環境衛生課長

例を申し上げますと、大洲市で西濃運送という
形になりますので、そちらのほうに大洲市は西濃
運送の大洲営業所、そして、宇和島市は清水商店

というところが指定引取り場所となっております。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時27分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前10時34分）

ほかにございませんでしょうか。

○源議員

ちなみに、令和5年度、ただいまの説明がありました、いわゆる家電4品目で、市の処分場に持ち込まれた件数というのはおおよそ把握しておられましたら説明願います。

○大塚環境衛生課長

令和2年度は30台ほどになっておりましたけど、令和5年度は100台を超えて、ちょっと増加をしてきております。

○中村委員長

ほかにございませんか。

○大森委員

2,000円という金額ですが、1,000円は、しばらくは市のほうで1,000円補助をすとか、そういうお考えはないでしょうか。しばらく1,000円にして徐々に、そういう御検討はされたんでしょうか。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

今回の徴収料を決める段階において、慎重に検討しまして、2,000円という金額に決定させていただきましたので、段階的ということはございません。

○酒井副委員長

これ市民にはどのように広報するかをお尋ねします。施行がですね、来年の4月1日からになっているんですが、もうこれ施行を正直言って、議会で議決した時点から、早くから施行したほうが、来年の4月1日ということじゃなしに、例えば本議会で補正の条例案が通った時点の月初めからやるようなことを考えられませんか。

というのは、駆け込みだとか、そして広報でこういうようにするという形を済んだ後でやるか、その辺りは少し考えられたほうがいいような気がするんですが、どういうふうに考えておられますか。

○大塚環境衛生課長

市としましては令和6年11月に広報紙に掲載をする予定と考えております。そして令和7年2月20日には、改訂版のごみ分類表の配付をし

ますので、この有料化につきましては、4月1日から条例の施行を考えております。

○中村委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

ないようですので質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第81号「西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」委員の皆様のご賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

賛成多数によりまして、議案第81号は、当委員会では可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時37分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前10時38分）

続いて議案第87号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち環境衛生課所管分の説明を求めます。

○大塚環境衛生課長

議案第87号「令和6年度西予市一般会計補正予算（第4号）」のうち環境衛生課所管分について、予算書に基づき、御説明をさせていただきます。

歳出予算のみの説明となります。

予算書15ページをお開き願います。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、10節需用費のうち消耗品費において、指定ごみ収集袋作成に係る入札減により、マイナス331万5000円を計上しております。

4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、12節委託料のうちごみ収集運搬業務委託料において入札減により、マイナス2319万9000円を計上しております。

また、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、12節委託料のうち可燃ごみ処理委託料5251万4000円を計上しております。

これは、本市が可燃ごみ処理を委託しております八幡浜市環境センターの運転管理費等について、令和5年度決算に伴う精算のため、委託料を増額計上するものであります。

以上、議案第87号「令和6年度一般会計補正

予算（第4号）」環境衛生課所管分の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

大塚課長の説明は終わりました。

これより議案審査に移ります。

御質疑ございませんでしょうか。

○酒井副委員長

八幡浜の可燃ごみ処理場についての西予市負担の率を交渉はしっかりしてるかどうかお尋ねしますが、これにつきまして可燃物作業場がなくなったときに、1回交渉してパーセンテージを変えたと思うんですが、それから、変わってないと思うんですが、八幡浜の率が非常にいいような感じが私してるんですよ、ずっとこの件は。どのような交渉をしておりますか。本会議でもそのパーセンテージは報告ありましたけれども、これをもう少し、西予市の負担を下げられるような努力はしているんですか。

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

西予市の可燃ごみ処理について八幡浜市に委託しておりますが、焼却処理に要した経費は、西予市、八幡浜市、伊方町の可燃ごみの搬入の重量割合で案分して負担することとなっております。

令和5年度の負担割合は、西予市が39.59%、八幡浜市が49.82%、伊方町が10.59%、この割合によって、八幡浜環境センターの運営に関する必要経費を、割合で案分して負担することとなっております。

○酒井副委員長

これ収集車の運搬距離も私は入れてほしいと思うんですよ。走行キロ、運搬の。野村から持っていくようになってるでしょう。今そういう距離も入れるような交渉もやはりする必要があるんじゃないかと思うんですが、八幡浜双岩まで持って行く距離ってのはそんなに距離はないと思います。総キロ数、運搬の実績のキロ数もやはり入れるべきではないかと思います。先ほどのようなごみの処理の2,000円も運搬賃ということでございますので、そういうことも含めて、運搬キロ数、総キロ数も、今は総重量でやってるでしょ。そうじゃなしに、重量だけじゃなしに運搬キロ数もやっぱり、加味すべきではないかと前々から思っておりますので、その辺りの交渉もするのが当然ではないかと私は

思ってるんですが、御意見を聞かせていただきたいと思います。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時43分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前10時47分）

○長野生活福祉部長兼福祉事務所長

ただいまの酒井委員の御提案でございますが、現在八幡浜市に可燃ごみを委託しておりますのは、八幡浜市と西予市との間における可燃ごみ処理事務の委託に関する規約及び覚書において定められたものでございます。現状を考えますと、距離を入れるというのはなかなか難しい問題ではないかと考えております。

○源委員

今回補正予算で、いわゆる可燃ごみ処理委託も5000万円、決算の話にちょっと踏み込んで申し訳ないんですけど、例えば令和5年の決算2億4000万円あって、当初予算が2億円ですよ。ということはもう既に、予算の組み方なんで、課だけの問題じゃないかもしれないですけど、今後、恐らくその処理費用と委託料というのが減ることはなかなか難しいと思うんで、なかなか補正で2割以上増額っていうのはインパクトも大きいですし、その辺りについては令和7年度かな、当初予算編成に向けて、最低でもこれから2億5000万円ぐらいかかるんじゃないかと思います。決算の数字とか、今年度の実績、去年見た令和4年度の今期9月補正が1000万程度で済んでたんで、その辺りについては、課内、部内のほうで精査された上で来年度の当初予算に向けて、作業に当たっていただきたいというのが今回の大きな増額補正で思ったことですので、これは意見として述べさせていただきます。

○大塚環境衛生課長

源委員のアドバイスといいますか、そういったところをよくよくこちらで検討をして、そのような形で考えていきたいと思っております。

○中村委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

ないようですので質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第87号「令和6年度西予市一般会計補正

予算（第4号）」のうち、環境衛生課所管分について、賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

おろしてください。

賛成全員であります。

よって、当委員会としては、議案第 87 号環境衛生課所管分は可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 10 時 49 分）

【市民課】

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 10 時 53 分）

続きまして議案第 79 号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」市民課の説明を求めます。

○兵頭市民課長

議案第 79 号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。

今回の改正は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布に伴い、国民健康保険法の一部が改正されたことにより、本条例の罰則規定を一部改正するものであります。

改正内容につきましては、これまで本条例では、保険税を滞納している世帯主が被保険者証の返還の求めに応じない場合、10 万円以下の過料に処することを規定しておりましたが、国民健康保険法の一部改正により、現行の被保険者保険証の発行が本年 12 月 2 日から終了し、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することから、この規定を削るほか、所要の整備を行うものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより質疑の時間に移ります。

委員の皆様から御質疑を賜りたいと思いますよろしくお願ひします。

○酒井委員

これはマイナ保険証にかわる、それに関する条例改正ですね。それにつきまして国のほうでも、現在自由民主党の総裁選挙の中でも、非常にこの

問題が、今浮上してきております政策論争で。

そしてその中で西予市が先もって、施行が来年ですから、やらんといかんのでやるんでしょうけども、これ今のところで西予市の加入率とか、そういうものをしたときに、これからどうなるんでしょうね。

何か、ちゃんと報告は出してるけど、何か別なものを出して、次に出してという 2 段階ぐらいに考えてるようなんですけども、10 人に 1 人入ってないんですね。マイナンバー保険証にね。その人たちの処遇とか対応っていうのを、個々にずっとやっていかんといけんのですか、その辺りをきめ細かい説明をしないと、この条例案をずっと通して、そしたら 10 人に 1 人の人たちも、強制的に国なりのやり方で進めていくということになると思うんですが、注意を払いながら、この審議をしたいと思ってるんですが、どのように考えておられますか。

○兵頭市民課長

今現在私どもは、確かにマイナ保険証が 12 月 2 日で開始されることで、現在の保険証が廃止されるというところの閣議決定されておりますので、そちらのほうで進めております。

今マイナ保険証を持たれてない方には、保険者のほうは、今保険証は来年の 12 月 2 日、令和 7 年の 12 月 2 日までは有効期限がありまして、使えるようになっておりますので、その間までが問題なく病院の診療を受けれると、診察を受けれるという状況になっておりますが、それ以降、来年の令和 7 年の 12 月 2 日以降に関しましては、マイナ保険証を持たれてない方で、国保に関しましては 7 年の 7 月 31 日以降ですね、保険証を持たれてない方には、資格確認書というものを発行するように、これは申請なしで、お出しするような形になっておりますので、そちらで資格を確認する、資格確認書を医療機関に提示することで、今までどおりの診療を受けるということになっておりますので、その辺また制度が今後どうなるかグレーなところはございますけれども、今の状況ではそういう方向での調整がきちんと出来ておりますので、その点また法改正とかある場合には、そこら辺、きちんとアンテナを張って情報をきちんと精査した上で、私どもも対応をしていきたいと考えております。

○酒井委員

今の説明では、来年までは、経過的に準備が出来てるんで、何ら不都合はないと、こういう解釈でよろしいんですね。

○中村委員長

ほかにございませんか。

○源議員

本会議の質疑でも同じような件があったんであれなんですけど、例えば令和5年度の国保、いわゆる加入率っていうか国保世帯に加入されてる方が世帯数でいうと31.5%か、一応決算書を見ると。そのうち、例えば昨日長野部長のほうで質疑の中で答弁された、いわゆるマイナンバーカードの率が83、幾らぐらいだったかと思うんですけど、例えば、国保、今、西予市、後期高齢者は別になると思うんで国保のうち、どれぐらいの人がとか、幾らぐらいの人がいわゆる受給者証の資格になるかっていうことは、もし分かりましたら答弁いただいたらと思います。お願いします。

○兵頭市民課長

まず6月末時点の数字になるんですけども、今現在の国保の加入者数が西予市で8,106人いらっしゃいます。そのうちマイナ保険証の登録者というのが4,958人、61.16%、そのうちマイナ保険証を利用している方が1,557人と低いんですけども、そういうような状況です。

加入者の半数以上はマイナ保険証の登録、紐づけをされておるということですので、今後もマイナンバーの利点等を丁寧に御説明した上で、マイナ保険証の加入の推進を市民課としてはして行く所存でございます。

○源議員

ありがとうございます。なかなか全体的な数字と、要は市が所管する部分というのが分かりました。非常によかったなと思います。マイナカードを持ってんだけど保険証登録しない人、皆さん私みたいに2カ月に1回病院行くわけじゃないと思うんで、多分行って初めて使ってみたりとかされること多いと思うんですよ。来年の7月31日まで余裕があるとはいえ、もう1年切っておりますので、いわゆる協会けんぽとそういったおおむね加入されてる方の話で、市内が今8,000人ということは約20何パーセントの方が加入されてる国保ですので、なかなか今さらマイナンバーカードをつくってくださいと言っても、厳しいところあると思いますので、つくられて保険証登録されて

ない方から、積極的に、多分今回保険証を送られてる際にも、いわゆる案内文書があったんで拝見させていただいたんですけども、積極的な周知に努めていただきたいなというふうに思いまして、以上意見といたします。

○兵頭市民課長

今源委員さんのほうからありましたとおり、定期的に周知して、皆さんに御周知しながら、このマイナ保険証の登録者数を増やしていけるように努めてまいりたいと思います。

○中村委員長

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

ないようですので質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第79号「西予市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

おろしてください。

挙手全員であります。

よって議案第79号は、当委員会では可決と決定いたしました。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時03分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前11時04分）

続いて議案第86号「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」課長の説明を求めます。

○兵頭市民課長

それでは、議案第86号「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」御説明申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、本年12月2日から、現行の後期高齢者医療費被保険者証の発行が終了し、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することになります。

本案は、この法改正に伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約に規定のある、被保険者証の用語を削る等の変更を行うもので、地方自治法第291条の3第1項の規定により同規約を変更するため、同法第291条の11の規定に基づき、議会

の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○中村委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより審査の時間に移ります。

御質問御意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

ないようですので質疑を終結いたします。

採決に移ります。

議案第 86 号「愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって議案第 86 号は、当委員会においては可決と決定いたしました。

暫時休憩を告げる。（休憩 午前 11 時 06 分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前 11 時 07 分）

続きまして、議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」のうち市民課所管分について、議案第 89 号「令和 6 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」、議案第 90 号「令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について、関連があるため、一括議題といたします。

課長の説明を求めます。

○兵頭市民課長

議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」、議案第 89 号「令和 6 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」、議案第 90 号「令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」の 3 議案は関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

それでは、議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」の市民課所管分について、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

一般会計補正予算書の 10 ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、歳入について御説明いたします。

18 款繰入金、1 項特別会計繰入金、5 目国民健康保険特別会計繰入金、補正額 93 万 9000 円の増額補正でございます。前年度繰越金の確定により、一般会計の繰入金として計上するものであります。国民健康保険特別会計補正予算のほうで後ほど御説明いたします。

以上歳入についての説明でございます。

続きまして、13 ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。3 款民生費、1 項社会福祉費、9 目後期高齢者医療費、後期高齢者医療特別会計繰出事業 52 万 1000 円の増額補正でございます。後期高齢者医療の特別会計事務費を増額するものであります。

以上で、議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」の市民課所管分についての御説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 89 号「令和 6 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

まず、事業勘定予算について説明いたします。

国民健康保険特別会計補正予算書の 8 ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、歳出から御説明させていただきます。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金、補正額 94 万円の増額補正でございます。前年度繰越金の確定により、その一部を財政調整基金に積み立てるもので、地震や風水害などの突発的な大規模災害等の不測の事態に備え、また、国保事業の健全な運営を図るためのものであります。

続きまして同 8 ページなのですが、7 款諸支出金、2 項繰出金、2 目一般会計繰出金、補正額 93 万 9000 円の増額補正でございます。

前年度の繰越金の確定によりその一部を一般会計に繰り出すものです。平成 30 年度に実施しました国保税率改正以降、比較的安定した財政状況となっていること、また、財政調整基金の積立額の目安である 5 億円を超える額を確保出来ている状況等から、決算剰余金が発生した場合の取扱いについて、2 分の 1 の額を基金に積立て、残りについては過去の一般会計からの法定外繰入の累積額を満たすまでの間、一般会計へ繰り出すこととしております。

次に、前ページの7ページを御覧ください。

歳入についての御説明です。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、補正額 187 万 9000 円の補正でございます。前年度繰越金確定によるものであります。

以上で、議案第 89 号「令和 6 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」についての御説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 90 号「令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、歳出から御説明いたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額 1421 万 7000 円の増額補正でございます。令和 6 年 3 月分の普通徴収及び令和 6 年 4 月、5 月分の納入分、出納閉鎖期間中の保険料、収入を愛媛県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

3 款保健事業費、1 項後期高齢者健康診査事業費、1 目後期高齢者健康診査事業費、補正額 1390 万 2000 円の減額補正でございます。本年度より、後期高齢者特定健診負担金の支払い方法が変更となりました。従来は、西予市が広域連合から受託して、西予市から国保連合会に支払いしていた負担金を、広域連合が直接国保連合会に支払う方法に変更となったことによる減額補正でございます。

続きまして歳入でございます。

前ページの6ページを御覧ください。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目事業費繰入金、事業費繰入金として 52 万 1000 円を計上いたしました。

次に、4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、前年度繰越金として、歳出と同額の 1421 万 7000 円を計上いたしました。歳出で御説明いたしましたとおり、広域連合へ納入する保険料収入額の報告は、月末締め翌月報告となります。広域連合からの納付金の請求は、報告した月の属する年度となることから、保険料相当分が繰越金となっております。

続きまして5款諸収入、5項受託事業収入、1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、補正予算

1442 万 3000 円の減額補正でございます。最初の健康診査負担金で御説明しましたとおり、広域連合が国保連合会に直接負担金の支払い等を実施することになり、西予市に対する広域連合からの受託事業が減ったことによるものでございます。

以上で、議案第 90 号「令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」について御説明とさせていただきます。

以上3議案よろしく御審議の上御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○中村委員長

兵頭課長の説明は終わりました。

これより議案審査に移りたいと思います。

関連がございますので3議案、一度に質疑を行いたいと思いますのでよろしく願いいたします。議員の皆様御質問御意見を賜りたいと思います。

○大森委員

先ほどの、国民健康保険特別会計補正予算の8ページの一般会計繰出金 93 万 9000 円の説明を申し訳ないけれども、もう一度していただけたらと思います。

○兵頭市民課長

8ページの7款諸支出金、2項繰出金、2目一般会計繰出金の分です。

前年度繰越金の確定によりまして、その一部を一般会計へ繰り出しするものです。これは財政調整基金の積立額の目安である5億円を超える額を確保出来ている状況がありまして、決算剰余金が発生した場合には、その取扱いについて、剰余金の2分の1の額を基金に積み立てる、残りについては一般会計の法定外繰入れの累積額を満たすまでは、一般会計繰り出すという取決めをしております。

その関係でこの剰余金の半分ですね、約半分に当たる93万9000円を基金のほうに積み立てるということで今回、繰り出しをしております。

○中村委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時19分）

○中村委員長

再開を告げる。（再開 午前11時21分）

ほかに御質問御意見ございませんか。

〔発言する者なし〕

○中村委員長

ないようですので質疑を終結いたします。

採決に移ります。

採決は1件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。

まず、議案第 87 号「令和 6 年度西予市一般会計補正予算（第 4 号）」市民課所管分について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって議案第 87 号市民課所管分については、可決と決定いたしました。

続いて議案第 89 号「令和 6 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって議案第 89 号は当委員会では可決と決定いたしました。

続いて議案第 90 号「令和 6 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正算（第 2 号）」について、委員の皆様、賛成の委員の皆様の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○中村委員長

おろしてください。

挙手全員であります。

よって議案第 90 号は、当委員会においては、可決と決定いたしました。

本委員会に付託されました議案についての審査は、これで全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉会 午前 11 時 24 分

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会厚生常任委員長 中村 一雅